

罹災証明書・被災証明書 交付申請書

足利市長 あて

【申請者】

令和 年 月 日

住 所	〒 電話 ( )	罹災住家等の居住世帯主 (又は所有者)との関係 <input type="checkbox"/> 居住世帯主本人 <input type="checkbox"/> 居住世帯主の同居親族 <input type="checkbox"/> 所有者(非居住)本人 <input type="checkbox"/> 所有者(非居住)の同居親族 <input type="checkbox"/> その他(※委任状が必要)
現在の連絡先	( <input type="checkbox"/> 上記住所と同じ) 〒 電話 ( )	
申請者氏名	(フリガナ)	

※申請者が世帯主又は所有者と異なる場合に記入してください。	<input type="checkbox"/> 世帯主氏名 (フリガナ)
	<input type="checkbox"/> 所有者(非現住) 氏名

次のとおり申請します。

自己判定方式(写真等による判定)希望

【罹災住家等の状況】

罹災住家等の所在地	( <input type="checkbox"/> 上記住所と同じ) 〒
罹災住宅等の構造	<input type="checkbox"/> 住家 [ 木造・非木造・プレハブ ] <input type="checkbox"/> 工作物 [ 自動車車庫・物置小屋・垣・柵・塀 ] <input type="checkbox"/> その他 [ ]
罹災状況	罹災年月日 年 月 日 罹災原因 による
証明書の提出先	
申請添付書類	<input type="checkbox"/> 被害状況写真 <input type="checkbox"/> 被害修復見積書 <input type="checkbox"/> その他被害状況を証する書類 <input type="checkbox"/> 再発行 (原本: )

(罹災証明について)

- この証明は、災害救助の一環として、応急的・一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明をするものです。(※民事上の権利関係には、効力を有するものではありません。)
- 「罹災程度」は、住家を対象として一棟ごとに、母屋の屋根・壁・構造等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。表面に現れない被害(例:地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、この証明の「罹災程度」と異なることもあります。
- 集合住宅等の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「罹災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- 母屋に付随する家財道具や、外構(例:門・門柱・門扉、塀等)は、この証明の対象となりません。
- 自己判定方式とは、被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない(一部損壊)」の被害であることに合意できることが前提となります。自己判定方式を採用する場合、被害状況写真等の添付は必須となります。調査を簡素化または実施しないため、通常より早い罹災証明書の発行が可能となります。

【市確認欄】

本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	世帯CD	発行方法	<input type="checkbox"/> 様式2 (対面・郵送)
	<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> 在留カード	世帯主の 基本CD		<input type="checkbox"/> 様式3 (対面・郵送)
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> その他( )			